

○江南丹羽環境管理組合職員の互助会制度に関する条例

〔 昭和 54 年 6 月 9 日
条 例 第 1 号 〕

改正 昭和 57 年 3 月 31 日 条例第 1 号

(互助会)

第 1 条 職員は、相互共済及び福利増進を図るため、この条例の定めるところにより、互助会を組織することができる。

2 前項の職員とは、愛知県市町村職員共済組合に加入し、江南丹羽環境管理組合から給料を受けているものをいう。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、互助会は、会長の承認を得て、必要と認める者を加入させ、又は特別の事情がある者を除くことができる。

(事業)

第 3 条 互助会は、職員又はその扶養親族の福利、厚生等に関する資金の給付、貸付及びその他必要な事業を行うものとする。

(掛金及び補助金)

第 4 条 互助会の事業は、会員の掛金及び江南丹羽環境管理組合補助金その他の収入によって運営するものとする。

2 江南丹羽環境管理組合は、互助会に対し毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(掛金等の給与からの控除)

第 5 条 会員（会員であったものを含む。以下この条において同じ。）の給与支払機関は、給与を支給する際会員の給与から会員が互助会に対して支払うべき掛金及び掛金以外の金額に相当する金額を控除して、これを会員に代わって互助会に払い込むことができる。

(組織)

第 6 条 互助会は、第 1 条第 2 項に掲げる職員で組織し、江南丹羽環境管理組合職員互助会の名称を用いるものとする。

2 互助会は、会長、副会長及び委員を置かなければならない。

3 互助会には顧問を置くことができる。

(運営審議会)

第 7 条 互助会は、その事業の適正な運営を図るため、運営審議会を置くことができる。

(規約)

第 8 条 互助会は、事業を執行するために必要な規約を定め、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 事務所に関すること。
- (2) 会員に関すること。
- (3) 互助会の組織に関すること。
- (4) 運営審議会に関すること。
- (5) 互助会の事業に関すること。
- (6) 会計に関すること。

(7) その他互助会の事業執行に関して必要なこと。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。